

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第163号
事故等種類	転覆
発生日時	平成26年11月17日 18時30分ごろ
発生場所	愛知県常滑市中部国際空港東方沖 常滑港りんくう地区南防波堤灯台から真方位195° 1,400m 付近 (概位 北緯34° 51.58′ 東経136° 49.59′)
事故等調査の経過	平成26年11月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、5トン未満（長さ2.9m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	船外機が濡損
事故等の経過	本船は、操縦者及び知人（以下「同乗者」という。）1人が乗船し、中部国際空港南方沖で釣りを行った後に同空港東方沖を航行中、船首方から波を受けて船内に海水が流入して傾斜し、平成26年11月17日18時30分ごろ、転覆した。 本船は、操縦者及び同乗者により引き起こされ、手漕ぎで中部国際空港東方の護岸に到着した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 3 海象：潮汐 下げ潮の中央期 日没時刻：16時46分ごろ
その他の事項	本船は、ミニボートと呼ばれる船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要なボートであった。 操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象等の関与	不明
判明した事項の解析	本船は、中部国際空港東方沖を航行中、船首方から波を受け、船内に海水が流入したことから、傾斜して転覆したものと考えられるが、操縦者から情報が得られなかったため、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、本船が、中部国際空港東方沖を航行中、船首方か

	ら波を受け、船内に海水が流入したため、傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。
--	---